

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定（東京都知事決定）

都市計画大泉学園駅前地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

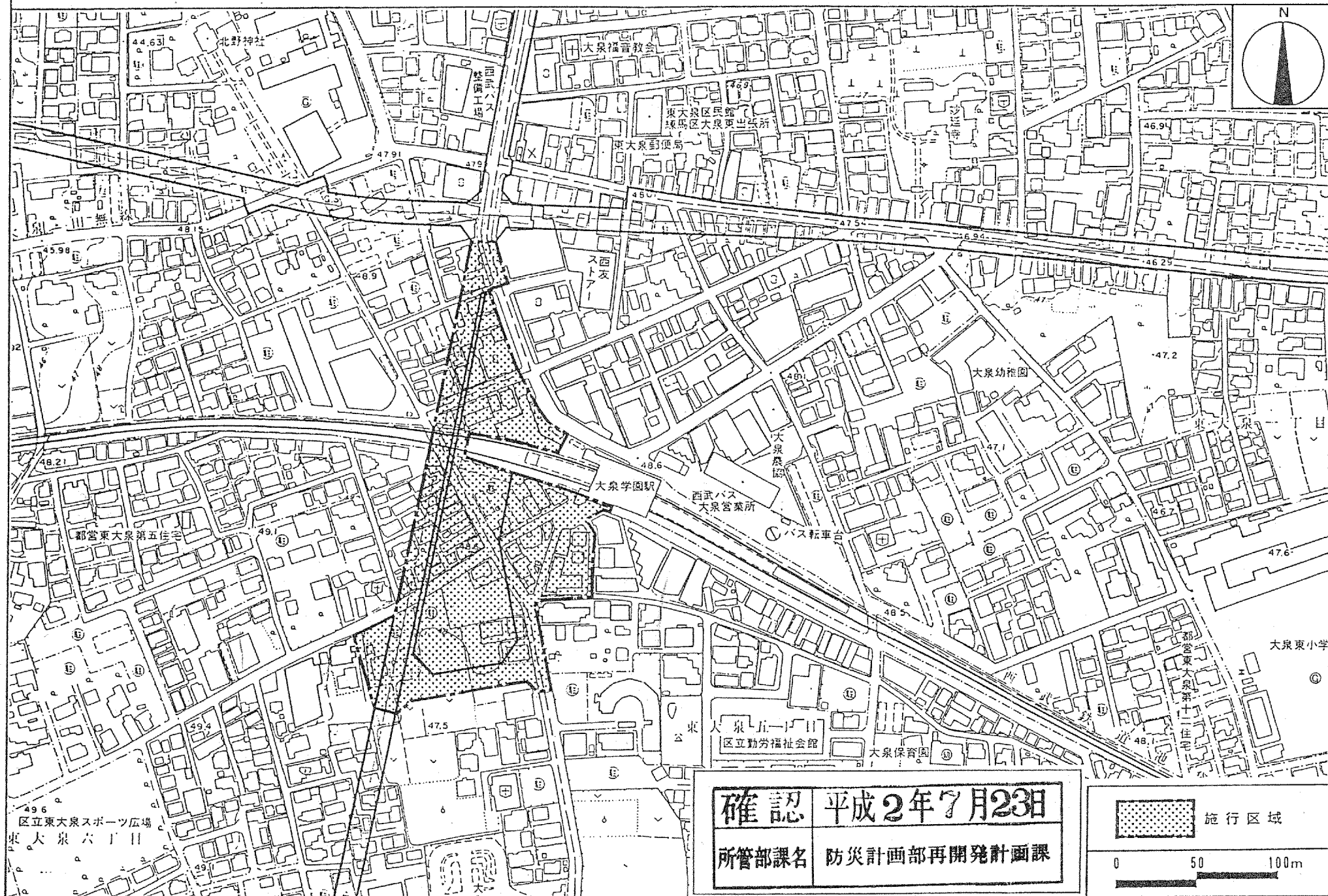
名 称		大泉学園駅前地区第一種市街地再開発事業					
施行区域面積		約2.1ha					
公共施設の配置及び規模	道 路	種 別	名 称	幅 員	延 長	面 積	備 考
		幹線街路	補助線街路第135号線	17m	約300m	——	都市計画道路の新設及び歩道橋を設置
		区画街路	練馬区画街路第6号線	15m	約120m	——	都市計画道路の新設一部既存道路の拡幅
				練馬区東大泉五丁目及び六丁目地内に約5,300㎡の交通広場を設ける。 (嵩上式広場約1,400㎡を含む。)			
			練馬区道大泉第1号線	7m～17m	約120m	——	鉄道沿いに歩行者用斜路と鉄道下に地下道を設ける。 及び歩道橋を設置
		練馬区道大泉第2号線	0m～27m	約60m	——	新設道路	
建築物の整備	街 区	建 築 物		主 要 用 途	建 築 物 の	備 考	
	番 号	建 築 面 積	延 べ 面 積		高さの限度		
	1	約1,270㎡	約13,130㎡ (約11,150㎡)	店舗、業務、公益施設、駐車場、駐輪場	50m	駐車場 約30台	
	2	約4,440㎡	約41,610㎡ (約33,290㎡)	住宅、店舗、駐車場、駐輪場	110m 40m	駐車場 約210台	
	街 区 番 号	敷地面積に対する		参 考	高度利用地区の制限内容 最高限度 容積率 60/10 以下 建ぺい率 8/10 以下 最低限度 容積率 20/10 以上 建築面積 200㎡ 以上 壁面の位置の制限 2m 但し、立体的歩行者専用通路を除く。		
		建築面積の割合	延べ面積の割合				
	1	約7/10	約60/10				
	2	約8/10	約60/10				
建築敷地整備の備	街区番号	建築敷地面積	整 備 計 画				
	1	約1,860㎡	建築敷地境界より建物を後退させ、道路と一体化した歩行者空間を確保する。				
	2	約5,550㎡	建築敷地境界より建物を後退させ、道路と一体化した歩行者空間を確保する。				
住 宅 建 設 の 目 標			戸 数	面 積	備 考		
			約150戸	約17,450㎡			

() 内は、容積率対象面積を示す。

「施行区域、公共施設の配置および街区の配置、建築物の高さの限度および壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり。」

理 由 駅前低密度市街地を、公共施設の整備とあわせ、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、計画を決定する。

S = 1 : 2,500

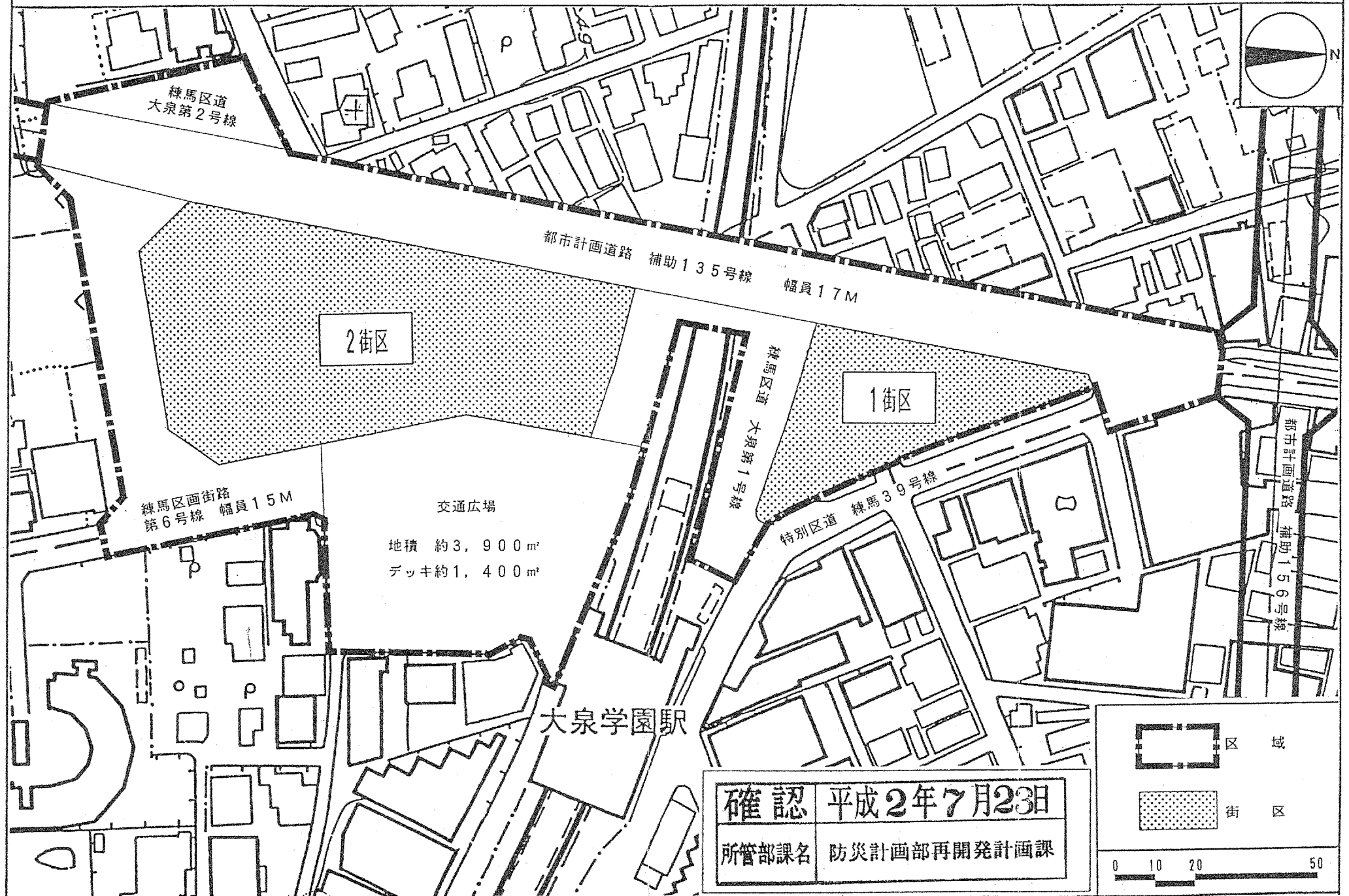


大泉学園駅前地区第一種市街地再開発事業

計画図(2)

公共施設の配置・街区の配置図

S=1:1,000



大泉学園駅前地区第一種市街地再開発事業

計画図(3) 建物の高さの限度・壁面の位置の限度図

S = 1 : 1,000

